

(平成26年3月5日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東北地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

厚生年金関係 8件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は26万3,000円、同年12月15日は21万6,000円、16年6月15日は33万2,000円、同年12月15日は33万3,000円、17年6月15日は35万7,000円、同年12月15日は38万8,000円、18年6月15日は44万円、同年12月15日は33万円、19年6月15日及び同年12月17日は30万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日  
② 平成15年12月15日  
③ 平成16年6月15日  
④ 平成16年12月15日  
⑤ 平成17年6月15日  
⑥ 平成17年12月15日  
⑦ 平成18年6月15日  
⑧ 平成18年12月15日  
⑨ 平成19年6月15日  
⑩ 平成19年12月17日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑩までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人に係る預金口座取引履歴等により、申立人は、平成15年6月16日は

26万3,000円、同年12月15日は21万6,000円、16年6月15日は33万2,000円、同年12月15日は33万3,000円、17年6月15日は35万7,000円、同年12月15日は38万8,000円、18年6月15日は44万円、同年12月15日は33万円、19年6月15日及び同年12月17日は30万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑩までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成22年7月9日は150万円、23年2月25日は10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成22年7月9日  
② 平成23年2月25日

私は、昭和56年3月から現在まで株式会社Aに勤務し、厚生年金保険に加入しているが、申立期間に係る賞与が年金記録に反映されていないことが分かった。申立期間の賞与明細書を所持しており厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の申立人に係る標準賞与額の記録について、株式会社Aから提出された賃金台帳及び賞与明細書により、申立人は、平成22年7月9日は150万円、23年2月25日は10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、株式会社Aの商業登記簿により、申立人は申立期間①及び②

において同社の取締役就任していることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「私は、申立期間において社会保険関係の事務及び給与計算等の経理事務には関与していなかった。」と述べている上、株式会社A及び同社の経理担当者も同様の趣旨を述べていることから、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは、申立期間①及び②に係る賞与から厚生年金保険料を控除していたが、当該賞与に係る届出を行っておらず、控除した厚生年金保険料を年金事務所に納付していなかったと認めていることから、年金事務所は、申立人の主張する申立期間①及び②に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（秋田）厚生年金 事案 3301

### 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年9月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、34万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月31日から同年9月1日まで

私の夫は、平成5年8月までA株式会社に勤務したが、同年7月31日に同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録となっている。年金事務所から、夫の同僚の年金記録において同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日が訂正されたとの知らせがあったので、夫の記録も訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険及びB国民健康保険組合の加入記録により、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成5年7月31日とされているが、当該資格喪失処理が行われたのは、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年7月31日（現在は、平成5年9月1日に訂正）以降の同年9月17日である上、同日において、申立人のほか19人についても被保険者資格喪失日を遡って同年7月31日とする処理が行われているほか、役員4人を含む6人について標準報酬月額が遡及して訂正されていることが確認できる。

さらに、A株式会社の商業登記簿謄本によると、同社は申立期間当時、法人格を有した事業所として存在し、雇用保険の加入記録により複数の従

業員が在籍していたと推認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年7月31日にA株式会社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日の同年9月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成5年6月のオンライン記録から、34万円とすることが妥当である。

## 東北（山形）厚生年金 事案 3303

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、平成16年7月22日は13万6,000円、同年12月24日は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月22日  
② 平成16年12月24日

私がA事業所（勤務先は、B事業所）に勤務していた期間のうち、平成16年7月22日及び同年12月24日に同事業所から賞与が振り込まれていることが預金通帳により確認できるが、年金記録に反映されていないので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳によると、申立期間①及び②において、申立人がA事業所から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、申立人の平成17年度課税証明書により確認できる平成16年分の社会保険料控除額は、オンライン記録における同年の申立人の標準報酬月額に基づいて算出した社会保険料控除額を上回ることが認められる。

さらに、複数の同僚が所持する申立期間に係る賞与の支給明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の課税証明書及び預金通帳から算出した賞与支給額及び保険料控除額から、



平成 16 年 7 月 22 日は 13 万 6,000 円、同年 12 月 24 日は 36 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 東北（山形）厚生年金 事案 3304

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、平成16年7月22日は25万9,000円、同年12月24日は50万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月22日  
② 平成16年12月24日

私がA事業所（勤務先は、B事業所）に勤務していた期間のうち、平成16年7月22日及び同年12月24日に同事業所から賞与が振り込まれていることが預金通帳により確認できるが、年金記録に反映されていないので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳によると、申立期間①及び②において、申立人がA事業所から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚が所持する申立期間に係る賞与の支給明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の預金通帳及び同僚が所持する賞与の支給明細書から算出した賞与支給額及び保険料控除額から、平成16年7月22日は25万9,000円、同年12月24日は50万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 東北（山形）厚生年金 事案 3305

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、平成16年7月22日は19万9,000円、同年12月24日は38万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月22日  
② 平成16年12月24日

私がA事業所（勤務先は、B事業所）に勤務していた期間のうち、平成16年7月22日及び同年12月24日に同事業所から賞与が振り込まれていることが普通預金元帳により確認できるが、年金記録に反映されていないので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された普通預金元帳によると、申立期間①及び②において、申立人がA事業所から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、申立人の平成16年分給与所得の源泉徴収票により確認できる社会保険料等の金額は、オンライン記録における同年の申立人の標準報酬月額に基づいて算出した社会保険料控除額を上回ることが認められる。

さらに、複数の同僚が所持する申立期間に係る賞与の支給明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収票及び普通預金元帳から算出した賞与支給額及び保険料控除額が

ら、平成16年7月22日は19万9,000円、同年12月24日は38万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 東北（岩手）厚生年金 事案 3308

### 第1 委員会の結論

申立人の有限会社A（現在は、株式会社B）における申立期間③から⑥までに係る標準賞与額の記録については、平成16年7月9日は13万5,000円、同年12月10日は15万6,000円、17年7月15日は13万2,000円、同年12月15日は14万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日  
② 平成15年12月10日  
③ 平成16年7月9日  
④ 平成16年12月10日  
⑤ 平成17年7月15日  
⑥ 平成17年12月15日

私は、有限会社Aに勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間中に支給されていた申立期間の賞与が年金記録に反映されていない。

支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間③から⑥までについて、金融機関から提出された申立人に係る預金取引明細表及び有限会社Aの同僚が所持する賞与明細書から判断すると、当該期間において、申立人が同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年

金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③から⑥までにおける標準賞与額については、前述の預金取引明細表及び賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年7月9日は13万5,000円、同年12月10日は15万6,000円、17年7月15日は13万2,000円、同年12月15日は14万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答は得られないものの、申立期間③から⑥までにおいて申立人と同様に有限会社Aから賞与を支給されたとする複数の同僚についても賞与の記録が無いことから、事業主は当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①及び②について、株式会社Bは、当該期間に係る貸金台帳等の資料は保管していないとしており、また、前述の預金取引明細表によると、当該預金口座は申立期間②よりも後に開設しているため、申立期間①及び②において、申立人が同社から賞与の支払を受けていたことを確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

東北（福島）厚生年金事案 3297（東北（福島）厚生年金事案 3069 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月 21 日から 59 年 6 月 16 日まで

私は、昭和 55 年 2 月に A 株式会社 B 事業所に正社員として入社し、同事業所は、途中で C 株式会社 B 事業所に名称が変わったが、62 年 2 月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

前回の申立時に、会社の書類では、申立期間はパート従業員となっているとのことであったが、私はパートとして働いたことは無い。

今回、新たに、C 株式会社の給与明細書 4 枚と 5 年勤続の表彰状が見付かったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、C 株式会社からの回答、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人は申立期間において同社に勤務していたものと考えられるものの、i) 同社が保管する社会保険台帳の申立人の欄には、「57.3.20 退職（パートとして再雇用）」の記載が確認できるところ、同社は、「申立人は、昭和 57 年 3 月 21 日から 59 年 6 月 15 日まではパートであり、申立期間当時、パートの従業員は、雇用保険には加入させていたが、社会保険（厚生年金保険・健康保険）には加入させていなかった。」旨回答していること、ii) 申立人の A 株式会社及び C 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 57 年 3 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、59 年 6 月 16 日に被保険者資格を再取得しており、オンライン記録と一致している上、健康保



険被保険者証が 57 年 4 月 3 日に社会保険事務所（当時）へ返納された記録が確認できることなどを理由として、既に年金記録確認D地方第三者委員会の決定に基づく平成 25 年 8 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たに、C株式会社のものとする給与明細書 4 枚（支給年の記載が無い 2 月分、3 月分、5 月分及び 7 月分）及び 5 年勤続の表彰状（昭和 61 年 10 月 27 日付け）を提出し、再申立てを行っているが、給与明細書については、記載されている厚生年金保険料、健康保険料及び源泉所得税額から、いずれも昭和 60 年のものと考えられるところ、当該給与明細書の差引支給額と申立受付後に申立人から提出された同社からの給与受取口座通帳の同年 2 月、同年 3 月、同年 5 月及び同年 7 月の給与振込額が一致することから、当該給与明細書は、申立期間後の厚生年金保険加入期間のものと考えられる。なお、当該通帳には、申立期間を含む 57 年 9 月から 61 年 4 月までの給与振込額が記録されているが、振込額から厚生年金保険料の控除の有無について確認することはできない。

また、勤続の表彰状については、C株式会社からの回答及び同社の元社員の証言等により、同社では雇用形態の区別なく勤続表彰を行っていたことがうかがえる。

以上のことから、上記給与明細書、通帳及び表彰状が年金記録確認D地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、年金記録確認D地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 21 日から 48 年 6 月 11 日まで

私は、申立期間において、A事業所にB職として勤務したが、日本年金機構の記録では、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

A事業所には知人が勤務しており、その知人の友人と一緒に入社した。その友人には同事業所の厚生年金保険の加入記録があり、現在、年金を受給していると聞いたので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する事業所の所在地及び業務内容は、C株式会社に係る商業登記簿に記載された所在地及び目的と符合することから、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社の業務に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、C株式会社は、「昭和 33 年以降の厚生年金保険の加入者及び雇用保険のみの加入者が記載されている名簿を確認したが、申立人の氏名は無い。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、C株式会社において、申立期間以前から現在まで社会保険事務を担当している者は、「当社に在籍している者については、全員雇用保険に加入させており、厚生年金保険の加入を希望しない者は、D健康保険に加入させていた。なお、当時は、下請でE職に仕事を依頼しており、E職に雇われていた者については、当社で把握していない。」旨述べている。

さらに、申立人は、元同僚を3人挙げているところ、申立人が一緒に入社したとする1人については、C株式会社における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらず、所在を確認することができない上、残りの2人につ

いては、申立人が記憶しているのは姓のみであり、個人を特定できないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について証言を得ることができない。

加えて、C株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により申立期間に被保険者の資格を取得している者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3299（宮城厚生年金事案 62 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月1日から48年2月25日まで  
前回、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、申立期間当時、私はA株式会社に勤務していた。

新たな資料として、申立期間に係る私の夫の給与支給明細書を提出するので、再調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) オンライン記録上、A株式会社は申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないこと、ii) 申立人は申立期間のうち昭和46年6月から47年8月までの期間、同年12月及び48年1月は、夫が加入する共済組合の被扶養者の認定を受けており、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったとは考え難いこと、iii) このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認B地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成20年4月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は上記の審議結果に納得できないとして、新たに申立期間に係る夫の給与支給明細書を提出し、当該明細書において申立人に係る扶養手当が支給されていない期間が確認できることを理由に厚生年金保険に加入していた旨を主張して再申立てを行っている。

しかしながら、扶養手当については、扶養親族の厚生年金保険への加入又は厚生年金保険料の控除等の有無に関係なく、あくまでも扶養親族に係

る一定金額以上の恒常的な収入の有無に基づいて認定され、支給されるものであることから、同手当の支給の有無からは、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたか否かについては確認できない。

また、雇用保険の加入記録により、申立期間当時、A株式会社に勤務していたことが確認できる者のうち所在が判明した4人及び事業主に照会したが、申立てを裏付ける具体的な証言を得ることができない。

このほか、年金記録確認B地方第三者委員会の決定を変更すべき新たな資料や周辺事情は無く、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（岩手）厚生年金 事案 3302

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月頃 から 48 年 3 月頃 まで

私は、申立期間において、A株式会社B事業所に勤務していた。期間従業員であったが、所属長に社員になるよう勧められたことを記憶している。

申立期間当時、健康保険証を受け取っており、厚生年金保険加入期間となっていないのは納得できないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な業務内容に関する記憶及び申立人から提出された写真の裏に「48. 3 A株式会社B事業所C工場」、「48. 3 A株式会社B事業所」と記載されていることから、申立人は、勤務期間の特定はできないものの、A株式会社B事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A株式会社B事業所は昭和 57 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社本社は、「A株式会社B事業所の関係資料は保管されておらず、申立人の申立期間の勤務実態を確認できる資料は無い。」旨回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、A株式会社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間内に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者で所在の確認できた 24 人に照会したところ、16 人から回答を得られたが、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることができなかった。

さらに、申立期間内にA株式会社B事業所の総務部D課に勤務していた

者は、「工場は、4か月サイクルで稼働していた。季節労働者は1年のうち6か月だけの契約で、期間労働者は4か月の契約だった。すぐに辞める人もいたので、1回目の契約では厚生年金保険に加入させず、2回目から厚生年金保険に加入させていたと思う。」旨述べている。

加えて、A株式会社B事業所に係る昭和47年9月から48年4月までの健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3306

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年5月13日から同年10月27日まで  
② 昭和28年11月5日から29年5月7日まで

申立期間①について、私の船員手帳に昭和23年5月13日雇入れ、同年10月27日雇止めの記載があり、A氏所有の船舶Bに乗り組んでいたため、当該期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、私の船員手帳に昭和28年11月5日雇入れ、29年5月7日雇止めの記載があり、C氏所有の船舶Dに乗り組んでおり、当該期間中に歯科に通院した記憶もあるので、当該期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する船員手帳により、A氏が所有する船舶Bに甲板員として雇い入れられたことが確認できる上、同手帳の「船員保険関係」欄において、「23年5月1日資格取得、23年9月30日資格喪失、標準報酬月額500円、船舶所有者氏名 A」の記載が確認できる。

しかしながら、申立人の船員保険被保険者台帳において、船舶所有者Aに係る記載には、資格取得日と資格喪失日が同日の昭和23年5月15日となっている上、それらの日付が二重線で抹消されていることが確認できる。

また、船舶所有者Aの船舶Bにおける船員保険被保険者名簿においても、申立人の資格取得日と資格喪失日は同日の昭和23年5月15日となっており、取得取消の記載がある上、斜線で抹消された形跡が確認できる。

さらに、申立人と同じ甲板員であり、申立期間①において、申立人と一緒に乗船していた同僚の船員手帳の「雇入年月日及び雇入地」、「雇止年



月日及び雇止地」及び「船員保険関係欄」についても申立人と同様の記載が確認できるものの、当該同僚の船員保険被保険者台帳及び船舶所有者Aの船舶Bにおける船員保険被保険者名簿の記載は、申立人と同様に抹消された形跡が確認できる上、当該期間に係るオンライン記録は確認できない。

加えて、オンライン記録において船舶所有者を特定することができない上、申立人と一緒に乗船していたとする船長及び同僚は申立人のことは知っているとしているものの、乗船していた具体的な期間及び船員保険の加入の有無については不明としており、申立人が申立期間①について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

申立期間②について、申立人が所持する船員手帳により、C氏が所有する船舶Dに甲板員として雇入れられたことが確認できる。

しかしながら、船舶所有者Cに係る船員保険被保険者名簿によれば、申立期間②において船舶Dに係る船員保険の被保険者資格を取得している者は確認できない。

また、オンライン記録において船舶所有者を特定することができない上、申立人は申立期間②当時の同僚を記憶していないため照会することができず、申立人が当該期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

さらに、オンライン記録によると、船員手帳に船長として記載されている者についても、申立期間②において船舶所有者Cに係る船員保険被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人の船員保険被保険者台帳において、船舶所有者Cに係る船員保険被保険者記録を確認できない上、申立期間②以外においても、船舶所有者Cに係る船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、船員手帳の記載と船員保険の手続は一体のものではなく、船員手帳の乗船記録と船員保険被保険者記録が必ずしも一致するものではない。

このほか、申立人が各申立期間において船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として各申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（岩手）厚生年金 事案 3307

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A事業所に平成 11 年 12 月 19 日から 12 年 3 月 31 日まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 3 月 31 日となっている。退職時の辞令及び同事業所発行の「厚生年金喪失日変更届」を提出するので、資格喪失日の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人から提出されたA事業所の就職時と退職時の辞令及び同事業所から提出された複数の関連資料によると、申立人は、平成 11 年 12 月 19 日から 12 年 3 月 31 日まで同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所の事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を申立人の給与から控除していないと回答している。

また、A事業所から提出された申立人が同事業所に勤務していた期間に係る俸給支給明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料は、申立人の給与から控除されていなかったことが確認できる。

さらに、A事業所が加入するB厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳によると、申立人の同基金における加入員資格喪失年月日は、平成 12 年 3 月 31 日と記録されており、オンライン記録における申立人の同事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している。

加えて、申立人は、平成 22 年 10 月 27 日付けでA事業所代表役員名で発行された「厚生年金喪失日変更届」を提出しているところ、同事業所の事業主は、当該変更届は申立人の求めに応じて発行し、申立人のみに渡しており、年金事務所に対して申立人の同事業所における厚生年金保険の被

保険者資格喪失日を変更する届出は行っていないとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3309

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月10日から同年11月1日まで  
② 昭和52年5月3日から53年4月1日まで

私の父親は、A株式会社B事業所を55歳で定年退職してから68歳までの間に3回、株式会社C（後に、株式会社Dに社名変更）で働いたが、国の記録では申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間も間違いなく株式会社Cに勤務し、給料から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社Dの元代表取締役は、会社を清算済みである上、災害により手掛かりとなる資料を全て消失していることから、申立人の同社における勤務期間、厚生年金保険の適用及び保険料控除について確認することができない。

また、株式会社Dにおいて、申立期間①又は②若しくは申立人の厚生年金保険被保険者期間のいずれかを含む期間に被保険者期間が3か月以上あり、住所が判明した同僚17人に照会したところ、回答のあった8人のうち、申立期間①又は②のみに被保険者期間がある者3人は申立人を知らないとしている。

さらに、前述の同僚8人のうち残りの5人は申立人を知っているとしているが、いずれも申立人の厚生年金保険被保険者期間中に自身の被保険者期間があり、そのうちの1人は、申立期間①及び②においても自身の被保

険者期間があるにもかかわらず、申立人が株式会社Dに勤務したのは1回しか知らないとしている。

加えて、申立人の株式会社Dに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録はオンライン記録と一致している上、申立人の同社に係る雇用保険の被保険者期間は厚生年金保険の被保険者期間と合致し、当該期間以外に同社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3310

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 8 月 10 日から 25 年 11 月 1 日まで  
年金記録を確認したところ、A株式会社（現在は、B株式会社）C支店D事業所に勤務していた期間のうち申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

B株式会社が提出した職員原簿及び同社の回答から、申立人は、申立期間のうち昭和 24 年 8 月 10 日から 25 年 9 月 30 日までは臨時職として、同年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までは正社員としてD事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が臨時職としてD事業所に勤務していた期間の厚生年金保険の加入状況について、B株式会社は、「職員原簿以外に資料が無いため分からない。」旨回答しており、申立人の当該期間における厚生年金保険の加入状況を確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人の妻が、申立期間当時、申立人とともにD事業所に勤務していたとする4人のうち3人は、同事業所に勤務していた期間のうち、A株式会社C支店が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間は同社E事業所において厚生年金保険被保険者となっているところ、申立人についても、D事業所に正社員として勤務を開始した1か月後の昭和 25 年 11 月 1 日に同社E事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、この理由について、B株式会社

は、「職員原簿以外に資料が無いため分からない。」旨回答しており、同年10月1日から同年11月1日までの期間における申立人の厚生年金保険の加入状況を確認できない。

さらに、上記同僚4人のうち、昭和24年7月27日にD事業所に正社員として採用されたとする残る1人のA株式会社E事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は同年11月1日となっていることから、同社では正社員として採用した従業員について、必ずしも勤務開始と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、A株式会社E事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における申立人の被保険者資格取得日は昭和25年11月1日となっており、オンライン記録と一致している上、不自然な訂正等は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。